

EditNet 株式会社 IP ルーティングサービス提供約款 新旧比較表 (2005 年 11 月 1 日改定予定)

改定位置	現行約款	改定約款	改定理由・背景
103 条 2 項 (約款の改定)	この約款を改定するときは、会社は、当該改定により影響を受けることとなる契約者に対して、会社が定めた方法により、その内容を通知します。	この約款を改定するときは、会社は、 <u>会社の web ページにおいて事前に公表することにより</u> 、その内容を通知します。	提供約款の改定の通知方法を明確にするものです。
204 条 2 項 (利用申込)	(第 2 項新設)	<u>会社は、契約申込書に記載された事項が確認できる書類の提示を求めることがあります。</u>	弊社では、虚偽の住所もしくは氏名等により加入して迷惑行為を行う事例があることを重視し、現在運用において本人確認を実施しているところですが、今般制度上の位置付けを明確にするものです。
206 条 (契約の承諾)	(第 4 号新設)	<u>サービスの申し込みをした人について、法令もしくはこの約款の規定に違反したことにより過去 2 年以内に会社が IP ルーティングサービスの契約を解除しているとき</u>	迷惑行為等により会社が契約を解除した契約者について、加入申込の時点で再度の契約を拒否できる場合を明確にするものです。 (従来は 206 条 1 項 2 号および 9 号により拒否することがありましたが、基準が明確ではないため規定を整備します。)
206 条 1 項 6 号	申込に際して会社に事実を申告せず、または事実と反する申告をした場合	申込に際して会社に事実を申告せず、もしくは事実と反する申告をした場合、 <u>または第 204 条 2 項に規定する確認書類の提示の求めに応じないとき</u>	204 条 2 項の新設にあわせ、本人確認に応じていただけない方に対して加入をお断りする旨を明確にするものです。
207 条 (契約事項の変更)	(第 3 項新設)	<u>3 会社は、前項の請求を受け付けたときは、請求書に記載された事項を確認できる書類の提示を求めることがあります。</u>	204 条 2 項の新設にあわせ、契約事項の変更の際にも事実の確認をさせていただく場合があることを明確にするものです。
207 条の 2	(新設)	<u>(契約者の本人確認)</u> 会社は、 <u>契約者に対して、契約者の本人確認 (契約者の氏名、住所等の加入申し込み時に届け出</u>	料金の支払いをクレジットカードで行う契約者については、特に必要と認められる場合を除き契約時には本人確認を実施しておりませんが、会社が必要と認めた場合は契約

		<p><u>ることとされている事項を確認できる書類の提示を受けることをいいます。)を行うことがあります。</u></p>	<p>後であっても本人確認を実施することがある旨を定めるものです。</p> <p>実際に本人確認を実施する場合として想定される例は、以下のような場合です。</p> <p>詐欺などの違法な行為や権利侵害情報(知的財産権の侵害、名誉毀損情報など)の流通に弊社のネットワークが使われてしまったとされる場合でも、そのことをもって直ちに契約者に対するサービスの提供を拒否することは、法制度上無理がある場合も多くあります。</p> <p>このような事案については、警察による被疑者検挙、民事での損害賠償請求による被害の回復等がなされなければなりません。警察による捜査やプロバイダ責任制限法4条によりISP事業者に対し発信者情報の開示が請求されたとしても、契約者が申告した内容が虚偽であれば被害の回復が事実上困難になる場合があります。</p> <p>このため、警察や行政庁から報告があった場合など早い時点をもって弊社が契約者の本人確認を行い、後日の犯罪捜査や被害救済に資することができるよう、電気通信事業者として可能な取り組みを行うための制度を整備するものです。</p> <p>その他、加入時申込内容や後日のご利用状況等に照らし弊社が必要と認める場合もあると考えております。</p> <p>なお、本人確認に応じていただけない場合は301条の規定により利用停止を行うことが考えられますが、ご契約の際は正しいお名前やご住所をお届けいただいていることが大前提であり、本人確認はそれを念のため確認させていただ</p>
--	--	--	---

			く性質のもので、このことはやむを得ないと考えております。
208 条	<p>(個人契約者の死亡にかかる地位の取扱)</p> <p>契約者が個人である場合であって、契約者が死亡した場合は、サービスを受ける権利を相続人が承継することはできません。</p> <p>2 会社は、契約者の死亡の事実を知ったときは、その時点で契約解除の請求があったものとして取り扱います。</p> <p>3 契約者の利用料金債務は、前項の規定により契約が終了するまで存するものとします。</p>	<p><u>(契約者の地位の承継)</u></p> <p><u>相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があった場合は、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人、もしくは分割により設立された法人は、その地位の承継があった事実を証する書類を添えて、速やかに会社に通知してください。</u></p> <p><u>2 第 206 条「契約の承諾」の規定は、前項の場合に準用します。</u></p> <p><u>3 第 1 項の場合において、2 名以上が地位を承継した場合は、そのうちの 1 名を会社に対する代表者として定め、あわせて会社に通知してください。この通知があるまでの間、会社は、その地位を承継した人のうち 1 人を代表者とみなします。</u></p>	<p>特に個人事業者の契約者の場合に現行の約款では支障が生じ、便宜的に法人に順ずるものとみなして取り扱っていることから、約款の規定を運用にあわせるものです。</p>
209 条	<p>(法人契約者の地位の承継)</p> <p>契約者が法人である場合であって、合併その他の理由によりその地位の承継があった場合は、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、その地位の承継があった事実を証する書類を添えて、速やかに会社に通知してください。</p> <p>2 第 206 条「契約の承諾」の規定は、前項の場合にこれを準用します。</p>	<p>(削除)</p>	

	3 第1項の場合において、2名以上が地位を承継した場合は、そのうちの1名を会社に対する代表者として定め、あわせて会社に通知してください。この通知があるまでの間、会社は、その地位を承継した人のうち1人を代表者とみなします。		
210条 (契約者の氏名等の変更)	契約者が、その氏名、商号、代表者、住所等に変更を生じた場合は、遅滞なく書面によりその旨を会社に届け出てください。	契約者が、その氏名、商号、代表者、住所、 <u>電子メールアドレス</u> 等に変更を生じた場合は、遅滞なく書面によりその旨を会社に届け出てください。	電子メールアドレスの変更についてもお届けいただくべきことを規定させていただくものです。
301条1項6号 (提供の停止)	(第6号新設)	契約者と電子メール等による連絡がとれず、もしくは契約者にあてて発した郵便物が会社に返送された場合であって、それにより会社が契約者に対して有する権利の行使に支障をきたすと認められる場合	所在が不明になってしまった、もしくは重要な連絡に対しご対応をいただけない場合であって、弊社の権利行使(料金の回収、不法行為に対する損害賠償請求権の行使など)に支障をきたすと認められる場合は、それを理由に利用停止を行いうることを明確にさせていただくものです。
301条1項7号	(第7号新設)	第207条の2に定める契約者の本人確認に応じない場合	ご契約中の本人確認にご協力いただけない場合、アカウントの利用停止をさせていただくことがある旨を明確にさせていただくものです。
301条1項6号[8号]	法令に違反または違反するおそれがある場合	<u>法令もしくはこの約款の規定に違反し、またはそのおそれのある行為を行ったとき</u>	利用停止理由を整理・明確化するものです。
301条1項7号[9号]	前各号の掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為で、会社の業務の遂行または会社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき	前各号の掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為で、会社の業務の遂行または会社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行ったと認められるとき	利用停止要件を若干緩和するものです。
301条2項	会社は、前項の規定によりサービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、その理由、	会社は、前項の規定によりサービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、その理由、	利用停止の際の通知方法について整備するものです。

	実施期日および実施期間を契約者に、会社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。	実施期日および実施期間を契約者に電子メールにより通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。	
301 条 3 項	(新設)	<u>複数の IP ルーティングサービスの契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において本条各号の規定により利用を停止されることとなったときは、会社は、その契約者にかかるすべての IP ルーティングサービスの利用を停止することがあります。</u>	迷惑行為を行う契約者の中には、複数のアカウントを取得して利用停止を実質的に逃れる行為を行う例があることから、同一の契約者と認められる場合にそのすべてのアカウントについて利用停止を実施することができるように規定を整備するものです。
301 条 4 項	(新設)	<u>会社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項に準じて当該契約者へのサービスの提供を停止することがあります。なお、行われている行為が他のインターネット利用者の迷惑もしくは重大な被害の発生に直接結びつき、または他人の計算機に重大な影響を与える危険性があるなど、公共の利益を著しく害すると認められる場合は、本条第 2 項但し書きの例により直ちに利用を停止することがあります。</u> <u>(1) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年(2002 年)法律第 26 号。以下、「特定電子メール法」といいます。）の規定に違反する電子メールが契約者の設備から多数送信されていることが、会社に対する他のインターネット利用者からの申告等により認められる場合</u> <u>(2) 契約者の設備からインターネット上</u>	現行約款の規定では、利用停止の事由ならびに「緊急やむを得ない場合」の範囲が必ずしも明確とはいえず、対契約者との関係において解釈の違いが生じる可能性などの問題がありました。 電気通信事業法では、電気通信サービスの提供にあたり「不当な差別的取扱い」を行うことを禁止しており、正当な理由なく安易に役務提供拒否(利用停止等)を実施することはこれに抵触する可能性があります。 提供約款に規定があれば正当化されるというものでもなく、対契約者との間で争いになれば改めて約款の正当性から判断されることとなりますが、少なくとも事業者が恣意的に役務提供拒否を行ったと評価されるおそれのある規定や運用は望ましくなく、特に迷惑な行為や重大な被害につながるかねない事例について明確に定めておいたほうが望ましいと考えます。 今般の改定では、特に一般利用者の迷惑や被害の発生につながる事例をできるだけ外形的な判断ができるように明示

		<p><u>の不特定多数の計算機に対して虚偽の情報もしくは不正な指令を与え、計算機の管理者もしくは利用者の意に反する動作をさせようとしていることが、会社に対する他のインターネット利用者からの申告等により認められる場合</u></p> <p>(3) <u>他の計算機に虚偽の情報もしくは不正な指令を与え、計算機の管理者もしくは利用者の意に反する動作をさせるプログラムが契約者の設備から不特定または多数のインターネット利用者に対し配信されていることが認められる場合</u></p> <p>(4) <u>契約者の設備においてwebサイトなどのサービスを提供している場合であって、当該webサイト上において以下に定める行為が行われていると認められる場合</u></p> <p>ア. <u>電子計算機が利用者を識別するために用いられる識別符号、またはクレジットカード番号その他の他人の情報を、錯誤等により本人の意に反して取得する行為</u></p> <p>イ. <u>特定商取引に関する法律第14条に規定する経済産業省令で定める行為であって、主務官庁が消費者被害の抑止のため事前に公表する違反事例に該当するなど、消費者被害の発生危険性が高いと認められる行為</u></p>	<p>し、より迅速な対応が可能となるよう規定を整備するものです。具体的には、特定電子メール法違反の電子メールの大量送信、他のホストへのアタック、コンピュータウイルスの頒布、フィッシング、および意に反して契約の申込をさせようとする行為(いわゆるワンクリック詐欺等)を対象とします。</p> <p>また、従来は「契約者が～～を行った場合」との規定内容でしたが、より外形的に判断できるよう、これらの行為について「契約者の設備から～～が行われている場合」と範囲を広げることとします。</p> <p>利用停止を実施する際の手続については、「その旨をあらかじめ契約者に通知する」ことを原則とし、「緊急やむを得ない場合」についてこれを行わず即時利用停止を実施することがある旨の規定でしたが、「緊急やむを得ない場合」を具体的に定める規定はなく、個別の事例に基づき弊社が判断していました。</p> <p>この点についても現時点で即時の利用停止もやむを得ない場合がある一定の場合を明示しておくことが望ましいと考えます。</p> <p>なお、今回具体的に追加される事例以外の事案については、従来どおりの取扱いです。(個別の事例ごとに判断のうえ契約者に自主的な対応を促し、または場合により利用停止を実施するなどの対応を行うこととなります。)</p> <p>また、今回追加される事例についても、迷惑の発生や危険性の判断などについては個別の事例に即して判断のうえ対応することになります。</p>
--	--	---	---

<p>301 条の 2 (提供の一部制限)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(提供の一部制限)</p> <p>会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対するサービスの提供を一部制限することがあります。</p> <p>(1) 契約者の設備から通常の利用を著しく超える量の電子メールの送信が行われていると認められる場合</p> <p>(2) 契約者の設備から通常の利用を著しく超える量の通信が生起し、本条に基づく制限を行わなければ他のインターネット利用者の円滑な利用を妨げる可能性が高いと認められる場合</p> <p>2 会社は、迷惑行為もしくはインターネットのセキュリティ上の深刻な問題の発生を抑止するためにやむを得ないと認める場合は、別に定めて会社のwebページに掲載するところにより、契約者の一部ないし全部に対し、次の各号のいずれかに該当する態様の通信の利用を制限することがあります。</p> <p>(1) 特定電子メール法の規定に違反する電子メールの送信に利用されることが多い態様の通信</p> <p>(2) 不特定多数の計算機に虚偽の情報もしくは不正の指令を与えて計算機の管理者もしくは利用者の意に反する動作をさせようとするプログラム(以下、「ワー</p>	<p>第 1 項においては、迷惑行為を行う契約者やワームに感染した計算機を利用する契約者への対応を利用停止によらず迅速に行えるよう規定を整備するものです。</p> <p>第 2 項第 1 号においては、具体的には外向き 25 番ポートへの通信の制限等を想定しており、事前に web ページ等においてお知らせする方法による制限を行うことを規定しています。</p> <p>同項第 2 号では、危険性の高いワームが一時に大量に蔓延した場合に、契約者への影響等を考慮してもなお当該ワームが行う通信のポート等の通信を止めることがやむを得ないような場合に、web ページでお知らせする態様の通信を制限することがありうる旨を定めるものです。</p>
-------------------------------	-------------	---	---

		ム等」といいます。)がインターネットにおいて広く蔓延した場合であって、かつ、当該ワーム等が一般に攻撃を行うポート等への通信を制限しなければ他のインターネット利用者の円滑な利用を妨げる可能性が高いと認められる場合の当該通信	
401条1項 (会社が行う契約の解除)	会社は、第301条「提供の停止」の規定によりサービスの利用を停止された契約者が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。	会社は、第301条「提供の停止」の規定によりサービスの利用を停止された契約者について、 <u>提供の停止期間中になおその事実を解消したことを確認できない場合には</u> 、その利用契約を解除することがあります。	利用停止の理由によっては契約者の利用停止後の対応について弊社が直接確認することが難しいため、契約者に対応について報告をお願いし、それをもとに利用再開の判断を行う事例もあることから、利用停止後の契約解除事由を左記のとおり改定するものです。
401条2項	会社は、契約者が第301条「提供の停止」第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が会社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができます。	会社は、契約者が第301条「提供の停止」第1項各号もしくは第3項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が会社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができます。	301条の利用停止事由が1項と3項に分かれたため、契約の即時解除についても規定を整備するものです。
401条3項	会社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面により契約者にその旨を通知します。	会社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、 <u>電子メール</u> により契約者にその旨を通知します。	契約解除の際の通知方法について、現行の書面では迅速性・容易性に欠ける場合があることから、電子メールにより通知することとするものです。
905条 (会社からの通知)	(第4条新設)	<u>第1項により電子メールにより通知する場合は、契約者が会社に届け出た電子メールアドレスにあてて電子メールを発信したときに当該通知が行われたものとします。</u> なお、契約者が電子メ	弊社からの各種の通知について電子メールを原則的な方法にする規定を整備することに伴い、電子メールの取扱いおよびアドレスの届け出に関する規定を合わせて整備するものです。

		<u>メールアドレスを届け出していない場合は、契約により利用することができるメールアドレスを契約者の電子メールアドレスであるとみなします。</u>	
907 条 2 項	(第 2 項新設)	<u>会社の装置にファイルを蓄積するときは、その控えを契約者自身で保存してください。会社は契約者が蓄積したファイルをバックアップする義務を負いません。</u>	web サーバなどについて、弊社は RAID 装置によりミラーリングを行うなどの安全対策を実施していますが、蓄積容量等の観点からバックアップを別に行うことが現実的には困難であることに鑑み、あくまでもバックアップについてお客様の責任で行っていただくよう規定を整備するものです。
1101 条(ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービスの最低利用期間)	ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービスの最低利用期間は、特に定めないものとします。	<p>ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービスの最低利用期間は、<u>その利用開始日の翌日から起算して 6 月間とします。</u></p> <p><u>2 契約者が前項の期間内に自己の都合で契約を解除する場合であって、会社が相当と認める場合は、前項の規定を適用しないことがあります。</u></p>	<p>弊社のネットワークを利用して法令違反の迷惑メールを送信するなどの迷惑行為を行う契約者に対して弊社は断固とした対応を行い、契約解除等の措置を進めておりますが、電気通信事業者が契約を強制的に解除する際は資料の収集や契約者への通知等で多大な稼働が必要になるものです。しかし迷惑行為を行う契約者の平均利用期間は通常の契約者に対して明らかに短く、この対応のコストを全く回収できないのが現状です。</p> <p>このため、原則として 6 か月は継続してご利用いただくことを前提とし、他の契約者にその負担が及ばないように改めるものです。</p> <p>なお、一般の契約者でもご利用が短期間で終了する場合があります。そのため、第 2 項において会社が相当と認める場合は最低利用期間を適用しない旨を定めます。そもそもいわゆる「縛り」を定める意図のものではありませんので、転居、ご移転などのほか、他社のサービスに移られる場合</p>

			なども「相当の理由」として扱う方針です。
1201 条(ホスティング型 IP ルーティングサービスの最低利用期間)	ホスティング型 IP ルーティングサービスの最低利用期間は、その利用開始日の翌日から起算して 1 月間とします。	ホスティング型 IP ルーティングサービスの最低利用期間は、その利用開始日の翌日から起算して <u>6 月間</u> とします。 <u>2 契約者が前項の期間内に自己の都合で契約を解除する場合であって、会社が相当と認める場合は、前項の規定にかかわらず最低利用期間を利用開始日の翌日から起算して 1 月間とすることがあります。</u>	1101 条と同様の理由により規定を改めるものです。なお、ホスティング型の最低利用期間は従来より 1 か月でしたので、前項の「相当の理由がある場合」について、1 か月として扱うこととします。